

自分のすまいを知る

人にたとえると・・・健康診断

昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、建築基準法改正前の旧基準で建てられています。そのため、耐震性が低い建物が多く、耐震診断を受けた住宅の約8割が「倒壊する可能性がある」と判定されています。



耐震診断を受けましょう!

耐震診断は、耐震改修が必要かどうかを判定することが目的です。耐震診断ですまいの安全性を確認し、改修の必要性を判断しましょう。

すまいの耐震診断員派遣事業

無料

神戸市から耐震診断員（建築士）派遣し、住宅の耐震性を診断します。後日、耐震診断員が再度ご自宅に伺い、診断結果の説明と改修へのアドバイスをします。

対象住宅：昭和56年5月31日以前に着工された住宅

戸建て住宅の場合、電話・インターネットでのお申込みが可能です!

TEL 078-222-0186

<http://www.smi1enet.kobe-jk.or.jp/>

※長屋は他の所有者の同意、分譲共同住宅は管理組合の総会又は理事会の議決が必要です。

診断結果

「倒壊する可能性がある」
又は
「倒壊する可能性が高い」

「倒壊しない」
又は
「一応倒壊しない」

より詳細な精密診断を受けることをお勧めします

精密診断の結果、「倒壊する可能性がある」、
「倒壊の可能性が高い」の場合

耐震改修計画を立てて、耐震改修工事をしてきましょう!

補助制度あり

Q. 悪質な業者による被害の話を聞いたことがあるのですが・・・

無料点検などと言って、家の中に入り込み、工事を強引に勧めてきます。悪質商法の被害に遭わないよう、以下の点に気を付けて下さい。

- すぐに契約しない
- 誰かに相談する
- 業者の説明をうのみにしない
- 一人で対応しない
(対応は家族等の同席で)



Q. 新耐震基準の住宅を耐震診断したいのですが?

昭和56年5月31日以前に着工された住宅が、神戸市の無料耐震診断の対象となります。ご心配な方は、まずは神戸市すまいの安心支援センターにご相談ください。

